知っていますか?関市自治基本条例

照会先 市民協働課 ☎23-6751

関市自治基本条例は、関市のまちづくりのルール

平成26年12月25日に関市自治基本条例が施行されてから、もうすぐ10周年を迎えます。関市 自治基本条例は、関市のまちづくりの最も大切な理念を定めたものです。

関市民にとって大切なこの条例を皆さんは知っていますか。

●関市自治基本条例とは

地方分権の推進、少子高齢化・人口減少社会の到来、市民のニーズや価値観の多様化などさまざまな課題に対応していくためには、みんながそれぞれの役割や責任を果たし、連携、協力しながらまちづくりを進めていく必要があります。

関市自治基本条例は、関市におけるまちづくりの基本的な考え方やルール、市民、議会、行政などの 役割や責務、市民参画や協働の仕組みなどをまとめたもので、関市のまちづくりを進めるうえでとて も大切な条例です。

●まちづくりの主役は「市民」

関市自治基本条例では、関市のまちづくりを推進するうえでの基本的な考え方を6つの原則で整理しています。

- 1 市民が主役のまちづくり
- 2 市民が生涯にわたり自由に学び合うまちづくり
- 3 市民が参画するまちづくり
- 4 市民、議会および行政が協働するまちづくり
- 5 情報を提供し共有するまちづくり
- 6 自然、歴史、文化、産業等の地域資源を生かすまちづくり

●みんなの役割と責務

関市自治基本条例では、市民自治の実現を目指し、みんなの役割や責務を定めています。



【市民】

- ・まちづくりへの参画
- ・まちづくりに係る発言と行動に対する責任
- 事業者による地域社会への貢献



市民自治の実現

【議会】

- ・ 市政運営の監視
- ・市民の声を議会活動に反映
- ・議会活動の情報を市民に提供

実現

【行政(市長·職員)】

- ・効率的な市政運営と持続可能なまちづくりの推進
- ・市民の意見を聴く機会の創出
- ・公正かつ誠実な職務の遂行
- ・市民との協働のまちづくりの推進

